

番 号：150456

国 名：アジア地域

担当部署：農村開発部 第一グループ

案件名：大メコン圏における戦略作物、キャッサバ侵入病害虫対策に基づく持続的生産システムの開発と普及プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格 付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間： 2015年7月中旬から2015年8月中旬まで
- (2) 業務M/M： 国内 0.4M/M、現地 0.93M/M、合計 1.33M/M
- (3) 業務日数： 準備期間 3日 現地業務期間 28日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月1日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html）をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ベトナム・カンボジア・タイ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ベトナムでは、ドイモイ政策導入後の工業とサービス業の発展に伴い、農林水産業のGDPに占める割合は1990年の38.7%から2012年には19.7%と減少しているものの、農業生産額は2000年以降4倍に拡大しており、産業別労働力比率では農林水産業が48.4%を占める等、農業は依然として同国の最重要産業の1つである。

カンボジアにおいては、農業はGDPの30%以上を占め、就業人口の70%が携わる主要産業である。カンボジアの人口の80%、貧困層の90%以上が農村部に居住しており、貧困削減の観点からも農業は重要なセクターである。

本事業で取り扱うキャッサバは、食用・飼料、工業用でん粉、バイオエネルギー等の原料として重要な戦略作物である。熱帯・亜熱帯地方で栽培されるキャッサバは、世界の主要食用作物の総収穫面積で第6位に位置し（19.6百万ha）、全世界の約8億人に食用として用いられている。また、従来の食用に加えて、工業用でん粉としての用途も拡大しており、製紙やプラスチック、バイオエタノールの原料として世界で広く利用されている。

現在、キャッサバ生産量世界1位のナイジェリアであるが、痩せた土地、乾燥地での栽培が比較的容易なキャッサバの栽培は東南アジアにおいて拡大しており、大メコン圏で約300万人のキャッサバ農家が存在し、約30億ドルの外貨収入に貢献していると言われている。キャッサバ輸出量世界1位のタイ、2位のベトナム、近年急激に生産量が増大しているカンボジアにおいては、キャッサバは戦略的作物と位置付けられ生産増大が図られており、これらの国々において、キャッサバは小規模農家の貴重な換金作物として生活向上に貢献し、関連雇用の創出による地域社会の発展、外貨収入にも大きく寄与している。

しかしながら、近年病害虫の蔓延により、これらの国々のキャッサバ生産は大きな被害を受けている。2009年にタイに外来害虫コナカイガラムシが侵入・大発生し、タイ国内キャッサバ総生産に約30%減少をもたらした。以降、ベトナム、カンボジア、ラオスへと本害虫の被害が更に拡大している。加えて、近年、大メコン圏においてファイトプラズマによるてんぐ巣病が頻発しており、キャッサバの生産に深刻な悪影響を与えている。病害虫による被害は大メコン圏のキャッサバ生産性を著しく低下、不安定にしており、係る影響が小規模農家やキャッサバ加工工場を通じて地域経済へと波及することが懸念されている。

病害虫の被害拡大の原因は、大メコン圏における病害虫感染苗の移動であると考えられているが、陸上交通路の開発が進む大メコン圏は、東南アジア諸国経済活性化の拠点として物資流通が加速しており、キャッサバ病害虫のさらなる拡散による被害の頻発が危惧される。したがって、大メコン圏での広域的対策として、病害虫を適切に防除し、キャッサバ種苗生産拠点を産地ごとに形成することで感染苗の移動を防ぐことが求められている。

本事業は、九州大学大学院農学研究院を日本側代表研究機関、ベトナム農業遺伝学研究所を相手国側代表研究機関として実施する「地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS)」案件として実施されるものがある。優れたキャッサバ栽培技術をもつタイのラヨン畑作物研究センターと連携しつつ、ベトナムとカンボジアにて①先端分子生物学的技術によるキャッサバ病害の同定とモニタリングシステムの確立、②害虫の個体群管理技術の開発、③キャッサバ種苗管理体制の構築、④無病害虫苗と持続的な生産方法の社会展開を行う。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る、計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書(M/M)締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクト及び地球規模課題対応国際科学技術協力

(SATREPS) 事業の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の調査団員が作成する報告書(案)を含めた報告書(案)全体の取りまとめに協力する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2015年7月中旬)

- ① 要請背景・内容を把握(要請書・関連報告書、他ドナーが実施する類似プロジェクト等の資料・情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② 作成されたPDM/PO等資料を踏まえて、テレビ会議システム等により国内研究機関関係者へヒアリングを行い、プロジェクトの概要(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等の計画)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ③ 上記を踏まえ、担当分野に係る調査計画・方針(案)を検討する。
- ④ 調査団内の打ち合わせ、対処方針会議等に出席する。

(2) 現地派遣期間(2015年7月中旬～8月中旬)

- ① JICAベトナム・カンボジア・タイ事務所等との打合せに参加する。
- ② ベトナム国際熱帯農業センター所属の日本人研究員へのヒアリングを通じ、プロジェクト及び周辺情報を収集する。
- ③ ベトナム・カンボジア・タイ側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ④ 以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ア) ベトナム・カンボジア・タイの開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
 - イ) ベトナム・カンボジア・タイの案件関連分野における開発動向
 - ウ) ベトナム・カンボジア・タイの実施体制(組織・予算・人員)
 - エ) 他ドナー・機関の援助動向
- ⑤ 調査団及びベトナム・カンボジア・タイ側関係機関と協議の上、PDM(案)(英文・和文)、PO(案)(英文)、ミニッツ(案)(英文)の作成に協力する。
- ⑥ ベトナム・カンボジア・タイ側関係機関との協議で合意された内容に基づき、R/D(案)(英文)の作成に協力する。
- ⑦ 国内準備並びに現地調査で得られた結果を基に、他の調査団員及び相手国側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、事業事前評価表(案)の作成に協力する。
- ⑧ 担当分野に係る現地調査結果をJICAベトナム・カンボジア・タイ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2015年8月中旬)

- ① 事業事前評価表(案)作成に協力する。
- ② PDM案、PO案、R/D案及びM/M案の作成に協力する。
- ③ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画調査報告書(案)を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書(案)を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおりであり、これを本契約の成果品とする。

- ・ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)：1部
- 上記については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2015年7月19日～8月15日を予定しています。

当機構の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 研究代表(九州大学)

エ) SATREPS計画・評価 (国立研究開発法人科学技術協力振興機構：JST)

オ) SATREPS計画・評価 (JST)

カ) 評価分析 (コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAベトナム・カンボジア・タイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

機構が必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

- ・2015年度「地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS)」新規採択案件の決定について

<http://www.jica.go.jp/press/2015/20150513.html>

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② ベトナム・カンボジア・タイ各国内での作業においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICA当該事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとします。

以上